破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２８年（フ）第９０８号

東京都江東区北砂４丁目16―12―201

債務者　大山　恭一

1　決定年月日時　平成28年２月19日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成28年４月19日まで

5　免責審尋期日　平成28年４月19日午後２時

東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第９８２号

神奈川県川崎市多摩区中野島４丁目14―１―301

債務者　野崎　大輔

1　決定年月日時　平成28年２月22日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成28年４月19日まで

5　免責審尋期日　平成28年４月19日午後２時30分

東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第９８４号

東京都八王子市中野山王２丁目12―14―106

債務者　軽込　雅明

1　決定年月日時　平成28年２月22日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成28年４月19日まで

5　免責審尋期日　平成28年４月19日午後２時30分

東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第９８５号

東京都足立区西綾瀬２丁目９―16―302

債務者　杉山　直子（旧姓齊藤）

1　決定年月日時　平成28年２月22日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成28年４月19日まで

5　免責審尋期日　平成28年４月19日午後２時30分

東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第９８６号

東京都調布市上石原１丁目19―１　エステージ西調布Ｂ―108

債務者　米坂　　学

1　決定年月日時　平成28年２月22日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成28年４月19日まで

5　免責審尋期日　平成28年４月19日午後２時30分

東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１００６号

東京都葛飾区西新小岩３丁目23―３―104

債務者　矢尾千鶴子

1　決定年月日時　平成28年２月19日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成28年４月19日まで

5　免責審尋期日　平成28年４月19日午後２時

東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１００７号

東京都新宿区矢来町51　吉田荘202

債務者　前田　　修

1　決定年月日時　平成28年２月19日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成28年４月19日まで

5　免責審尋期日　平成28年４月19日午前10時30分

東京地方裁判所民事第20部